

2011年5月17日

東京都教育庁
教育長 大原 正行様

特定非営利活動法人共同保存図書館・多摩
理事長 座間 直壯

東京都立多摩図書館の移転について（質問）

私ども特定非営利活動法人共同保存図書館・多摩は、公立図書館の「利用のための資料保存」の充実をめざし、多摩地域での図書館の共同保存システムを提案しながらその実現に向けた取り組みを行っています。

先般、1月27日付けで東京都教育庁より発表されました「都立多摩図書館の施設整備について」のお知らせに接し、曖昧な点が多く、困惑と同時に今後への危惧も感じております。

都道府県立図書館の大きな使命の一つに区市町村立図書館をバックアップする機能(第二線図書館としての機能)があります。東京都のように、既に区市町村立図書館が整備されている自治体においては、区市町村立図書館をバックアップしながら都民へのサービスを展開していくことが都立図書館の最大の役割であると考えています。しかし、最近の都立図書館の動きは、自从来館者を重視した第一線図書館を目指しているようにみうけられ、そのような中で移転する新たな都立多摩図書館がどのような機能を持つのか気になっております。特に東西に細長い東京都においては、都立中央図書館まで行くことに多摩地域の都民は大きな困難を感じています。都立図書館が多くの資料を所蔵し、区市町村立図書館とのルートをより強固なものにし、区市町村立図書館を通して都民に情報を提供していくことが原則的な形であると考えています。そのためにも都立図書館としては保存スペースを十分に確保し、「利用のための資料保存」を実現していただきたいと思っています。

私どもは、多摩地域の図書館が個々に保存している資料を共同で保存し、保存スペースの有効利用と必要な資料を末永く活用できるようにしたいと運動を進めてきました。本来、この事業は都立図書館が行うべきものであり、ぜひ新たな都立多摩図書館が多摩地域の市町村立図書館と共同で保存・資料提供事業を進めてもらいたいと考えています。

このような点を踏まえ、下記の点につき質問をさせていただきます。

- (1) 都立図書館は、今後多摩地域に対してどのような図書館行政を展開していくのか。
- (2) 都立多摩図書館の移転にともなって、どのようなサービスの充実を図ろうとしているのか。
- (3) 都立図書館の資料保存の考え方、また具体的な取り組み内容と体制については HP で表明されているもので変更はないか。
- (4) 都立多摩図書館の移転にともなって保存スペースはどの程度増えるのか。
- (5) 既存の多摩教育センター、特に書庫を含む図書館施設はどのように活用されるのか。
- (6) 移転した都立多摩図書館の運営はどのような体制で行われるのか。
- (7) 地域行政資料の収集・保存・提供について、また地域資料を含む資料の電子化に対する都立図書館の考え方はどのようなものか。

以上、7点の質問に対して、2011年5月31日までに回答していただきたく、お願い申し上げます。

回答先：〒182-0011 調布市深大寺北町1-31-18
特定非営利活動法人共同保存図書館・多摩 事務局
E-mail:depo_tama@yahoo.co.jp